奈良市民だより

昭和26年9月14日印刷
昭和26年9月15日発行

奈良市民だより
【第十三號】

発行所
奈良市役所広報調査係

印刷所　奈良共同印刷所

すべての選擧の基礎

「基本選擧人名簿」を作ります

今年も基本選擧人名簿を作る時期になりました。政治に参與する事は国民固有の権利でありこの参政権の行使は選擧人名簿に登録されてこそ出来るものであります。

選擧人名簿は各選擧を通ずる一つの基本選擧人名簿と補充選擧人名簿とからなるもので、基本選擧人名簿については一定の期日に名簿を定期的に調製するという定期名簿主義と、また登録については職権による登録主義の二つがあります。

補充選擧人名簿については後日あらためて説明することにします。

本欄は基本選擧人名簿について以下説明いたします。

選擧権をもつためには次の要件を備えてなければなりません。

選擧權の資格要件（公職選擧法第九條）

1、日本国民たること
2、住居期間　九月十五日現在で引続き三ヶ月住所を定めたもの（六月十六日以前より九月十五日まで引続き奈良市に住居するもの）
3、年齢満二十才以上のもの（選擧人名簿の確定日十二月二十日で二十一日以前に出生したもの）
4、欠格事項に該当しないもの（受刑中の者、禁治産者、選擧違反により処刑されたもので刑期五ヶ年を経ぬ者）

(一)日本國民であること

選擧権は、国及び地方公共團体に対する参政権でありますから、これは日本国民たる資格の前提とし、日本国民であるかどうかは国籍法の定めるところによりますが戸籍法の適用を受けない方は選擧権及び被選擧権は当分の間停止され、この方については選擧人名簿に登録することができません。

(二)年齢滿二十年以上であること

選擧権を持つためには年齢満二十年以上でなければなりません。

満二十年以上とは数え年でないという意味で民法の規定によつて成人するのと同一であります、従つて未成年者には選擧権は認められません。

(三)三ケ月以來市の區域に住所を有すること

選擧権をもつためには九月十五日現在で三ケ月以来その市の区域内に引続き住所をもつことが必要であります。

(四)欠格者でないこと

イ、禁治産者

禁治産者は選擧権をもつことができません。禁治産者とは、心神喪失の常況にあるため、家庭裁判所において禁治産の宣告を受けたものをいいます。

ロ、懲役又は禁錮の刑に処せられその刑の執行の終るまでの者

これは懲役又は禁錮に処せられて現在受刑中の者をいいその刑の執行を終るまでは、この者は選擧権をもつことができません。

ハ、懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

懲役又は禁この刑に処せられた者が、刑の執行猶予の言渡を受け、その執行猶予の期間を経過したため刑の言渡がその効力を失うまでの者、刑の言渡を受けたが逃亡によつて時効が完成し刑の執行の免除を受けるまでの者、大赦、特赦を受けて刑の言渡が効力を失い又は刑の執行の免除を受けるまでの者等、刑の執行を受けない事由が完成するまでの者をいいます、然し執行猶予中の者でもその刑が選擧、投票及び国民審査に関する犯罪以外の犯罪による場合はこの欠格の事由とはなりません。

二、選擧犯罪

選擧に関する犯罪により刑に処せられた者は、選擧法上の制裁として罰金の確定後、刑の執行終了後又は刑の執行免除の後、一定の期間は欠格者として選擧権をもつことが出来ません。

以上説明しましたのは選擧権をもつために、積極的に必要とする要件ですが、この要件を具備している者でも特定の事由にあたるときは選擧権をもつことができません。従つてこの事由のないことが必要であります。

（基本選擧人名簿の調製）

基本選擧人名簿は毎年九月十五日現在により前述致しました範囲に於てその資格の具備したものを調査して調製します。

（基本選擧人名簿の縦覧）

基本選擧人名簿は九月十五日現在をもつて選擧管理委員会が調査し、十月三十一日までに調製します。

次いで十一月五日から十五日間、市役所又は指定いたします場所において名簿の縦覧に供します。

（基本選擧人名簿の効力）

基本選擧人名簿は十二月二十日を以て確定します、以後選擧管理委員会でも自由に削除又は修正することを許されない効力をもち、この名簿は、その以後翌年の十二月十九日まで据置かれます。

以上で大体おわかりになられたことと存じますが、只今奈良市選擧管理委員会では前述の通り九月十五日現在によりその区域内戸々に亘り選擧資格者の実地調査をいたしておりますので、これが完全に調査出来ますよう市民各位の御協力を切望いたすとともに疑問の点がありますればお問合せ下されば結構かと存じます。

電話三七〇一番
選擧管理委員会へ

塵芥蒐集日の回数が増えました

今迄市内各御家庭の塵芥蒐集は毎週一回各戸毎に巡回実施していたが今回塵芥蒐集用自動三輪車が増車なつたので九月三日より週二回次表のように蒐集しております。

塵芥蒐集日割

改正	従来
月、木	月
火、金	火
水、土	水
木、月	木
金、火	金
土、水	土

（塵芥蒐集日は各校区共通）

これと同時に従来未蒐集区域であつた鼓阪校区、奈良阪町、興善院町、般若寺町は月、木の二回蒐集することになつた。

あなたの意見なり御不満は公聽箱へ

—市内十一ヶ所に設置—

圓満な民主政治は市民の正しい輿論から生れる高瀬市長の施政方針に則つて広報調査課では今回市内各支所、出張所、市廳舎支廳横掲示板、十一ヶ所に公聽箱を設置して市政に関する正しい意見、陳情要望等を投書して下さるよう希望しております。

毎月五日毎に開箱して調査の上市政上有益な投書には市民だよりの「市民の声」欄で御答えいたします。

なお市役所にお出になりましたら広報調査課へ御本人が口頭で御申出下さることを望んでおります。

講座　自治

議決機關と執行機關の關係（その二）

—それは地方公共團体の両輪である—

6、不信任議決と議會の解散

不信任議決とは、議会が長を信頼していないという意志を表す議決であつて、議員の三分の二以上が出席し、その四分の三以上の同意があつた議決である。いわば議会と長の関係は、最悪の事態に至つた場合である。このような議決が行われたときは、長は議会を解散することができる。若し解散を行わねば長は職を退かねばならない。解散によつて議員はすべて職を失い従つて総選擧が行われる。次にこの総選擧によつて新に選ばれた議員による議会が第一回目に招集されたとき再び三分の二以上の出席者により、今度は過半数で不信任を議決した場合、長は当然退職することとなるのである。

7、長の專決處分

專決処分とは、本来議会の議決を必要とする事件であつても特別の場合に議決によらず、長独自で行う処分のことである。これには二つの場合が認められている。

第一は、❶議会が成立しないとき❷会議を開けないとき❸議会を招集するひまのないとき❹議会が当然議決すべき義務のある事件を議決しないときは長は独自で事を処理できる。但し次の議会にその処分を報告し議会の承認をえねばならない。

第二の場合は、議会の議決すべき事ではあるが、あまり重要でない事で、議会が予め指定しおいた事柄（例えば予算内の支出にあてるための一時借入金等）については、長は独自に処分できるのである。この処分については、議会に報告しなければならない。

地方自治の運營

能率と公正の確保

地方自治法は、三つの大きな構成原理を持つているといわれている。それは

一　地方公共團体の自主性及び自律性の強化
二　住民の権利の拡充
三　地方自治行政の能率的運営と公正の確保

である。

地方公共團体が国の監督を離れて自らの創意と責任とで住民のための行政を行つてゆくという第一の原理は、案外に看過されている。

地方公共團体が、自己の責任で又住民の直接間接の参加を得て政治を行うとしても、形に現われる行政が非能率的であつたり、又著しく公正を欠いているようなものがあつたとしたならばそれは何にもならない。

民主主義は「時間のかかるもの」であるといわれている。聞くべき意見はすべてよく聞き、住民の代表者によつて慎重に行政を行うということは、もとより大切なことではあるが、それは決して能率をあげないでよいということではない。

災害にあつた縣内の河川の復旧費として一千万圓の予算を計上し、さてこの限られた一千万圓などの河川のどの工事にどうふりあてるべきかについて、関係住民の意見も充分に聞き甲論乙駁しているうちに次の雨期がきてしまつたのでは、何にもならないのである。

又既に述べた直接請求権は選擧権とともに、住民に対して認められた最も基本的な権利であり、住民が選擧した議員や市町村長がその期待を裏切つて著しく不適当であるような場合にはそれらの人々の解職を請求したり、又議会の解散を請求したりすることは、重要な直接参政の制度ではあるが余りにこれらの権利を住民が濫用すると、結局地方自治行政が不安定になり一貫性がなくなり、能率を阻害し、本来を轉倒するようなことにもなりかねないのである。

地方公共團体にはいろいろな機関が設けられているのであるが、これらのしくみは結局のところ行政の能率をあげ、又その公正を確保するために設けられているのである。

地方公共團体の機関は大別して議決機関と執行機関とに分れるのであるが、これを分けた理由も、いわば一種の分業を行つて大いに能率をあげるとともに、一方の機関に独裁的な権能を與えず両機関が互に牽制しあうことによつて、圓滑で公正な行政を確保しようというのである。地方公共團体の諸機関のうちには、監査委員のように、それ自体行政の能率と公正とをはかることを直接の仕事としているものもあるが、それ以外の諸機関も、すべて能率と公正という原則のもとに設置され機能を営んでいるのである。機関ではないが前にのべた直接請求の制度も、地方公共團体の公正な行政を保証するための重要な支えとなつているものである。

「能率と公正」と簡単にいうけれども、よく考えてみるならばこれらの二つの狙いが、相互に矛盾するような場合も多い。リコール騒ぎで村政が安定しないという例はしばしばあつたことであるが、能率をあげるという見地からだけ考えれば或機関に極限を集中するとか、色々慣重な手続をはぶくとかいうことになるから拙速主義というかどうしても公正を欠くという面もでてくるし、又慣重な手続で時間と金をかけて公正な行政を行うということになれば、反面能率的な事務処理ができなくなるという懸念もでてくるのである。

結局のところ、「よい行政」というのは、能率と公正との適度のかねあいであるといえる。

最大限に能率をあげ、一方最大限に公正に行うことが必要なのである。

次回からは、能率と公正の見地から執行機関と議決機関との制度なり機能を検討して行きたいと思う。

市民税法人税割の申告納税について

御承知の如く昭和二十六年三月地方税法の改正により昭和二十六年一月一日より法人に対し法人市民税としての従来の均等割の外に法人税割として法人税の百分の十五を申告納税して頂くことになりました。以下その要点を列挙して皆様の御参考に資すると共に不明の点は市税務課に問合せ下さいまして早速申告納税されます様御願い致します。

一、申告義務者

奈良市内にある法人で法人税法の規定により法人税にかかる申告書を提出する義務のある法人ですこの場合奈良市内に本店のある法人は勿論、支店支局等事務所、事業所の市内にある法人も同様、所定の方法、様式によつて申告納税する義務があります。又決算の結果欠損になつた法人も申告して下さい。

二、申告様式

様式は地方財政委員会規則の定める様式となつています。尚当該申告書様式は各法人の事業所の場所、決算期間及び本、支店の別等により異る都合上各法人に配付せず市税務課に備えてあります。

三、申告期限

法人税法の規定による法人税の申告期限と同様であります。従つて法人が予定申告、中間申告、確定申告、修正申告等を税務署に提出される場合は同時に市税務課の方へも市民税の法人税割の申告書を前記の様式にて提出して下さい。法人税の更正決定を受けた場合も当該申告書を提出せねばなりません。

四、課税標準

市民税法人税割の課税標準は法人税額であります。然しながら当該法人の事務所、事業所が他市町村にある場合には、その関係市町村の事業所又は事務所の従業員数等によつて分割して課税標準を算出することになつています。（詳細は所定の申告書に記載済）

五、昭和二十六年一月一日以後の法人税割に関する事業年度の特例

右の場合に該当する事業年度の法人税割の計算については昭和二十五年十二月三十一日以前の分は非課税として対照外になりますので日数により当該事業年度の法人税額を按分し昭和二十六年一月一日以後の分に対してのみ課税される様算式が設けられています。（申告書に記載済）

以上概略の説明を致しました。申告書及び納付書は何時も市税務課に於て御渡致します。尚説明は申告書に記載済ですが奈良市税務課に未だ御不審の点あれば遠慮なく御申告下さいます。

（奈良市役所　税務課）

國都建設專門委員會 初會合開催さる

奈良国際文化観光都市建設計画の樹立にあたる専門委員会の初の会合は去る八月二十日、二十一日の二日間に亘り奈良市庶において東京農大教授、公園緑地協会長、北村徳太郎氏外十一名の出席を得て開催され、まづ高橋市長より「専門委員会の発足に当つて」と題して次のような挨拶があつた。「奈良国際文化観光都市としての雄大な建設の構想と、精緻な規模とは、ひとえに専門委員各位の援助によつて漸次明確になされることを期待し、国家及び全国民の理解と学者、技術家、わが国現代一流の各位の専門技術的な援助と、さらに市民の正しい理解とより良き協力のもとに一致団結して行うことは、世界人類に対して誇り得る光栄ある世紀の大事業であると信ずるものである……われわれの願いであり希望とするところの国際文化観光都市としての奈良市の建設がそうたやすく短時日に完成し得られるものでないことは勿論である……しかし、これがわれわれの奈良市の往くべき道であればこそ、この建設事業を単なる希望に終らしめることなく、目的の達成に渾身の努力を捧げなければならないと考えなければならないのである。今日のわれわれの努力は、明日の子孫の幸福をもたらすものであり、この努力は奈良市の存在する限り、永遠に続けて行かなければならない。

今後は、専門委員会の活動によつて、基本事項の策定及び綜合計画の樹立への基礎を確立し、奈良国際文化観光都市建設の方途を明らかにしたい」……以上のような要旨が述べられた。

つづいて、長谷建設局長より「奈良国際文化観光都市建設法制定及びその後の経過について」、福井都市計画課長より「奈良国際都市計画の沿革及び事業の現況について」、最後に岩野水道局長より「奈良市上水道事業の沿革と現況について」以上それぞれの説明が行われ、一旦休憩に入り、午後一時より、市内現地視察に移り街路、交通機関、公共施設公園、文化財等各般にわたり詳細なる踏査をし、続いて日程第二日、二十一日、午前十時半、委員再び参集の下に会議を開催し、専門委員会の運営方法について意見交換が行われ、都市計画、文化等それぞれの部会を置く意見も出されたのであつたが一應これは保留され、委員全員より、それぞれの専門的見地に立つて研究の結果の建設計画に関する意見書が市長の手許に提出されることになつた。

最後に、建設の構想に関し、一般的な懇談に入り、同懇談会の席上各委員よりそれぞれ次のような意見及び要望があつた。

山口委員　将来の都市経営については財源という面から考えれば、工場の誘致より「奈良市上水道事業の沿革と現況について」以上工業方面への開発も必要と考える

武居、櫻井両委員　どのような工業を適当と見るかまたこれらの計画資料となる産業調査等を完全に行うことが必要である

櫻井委員　理想都市としての奈良市の許容人口、土地利用面積を考えなければならない

白石委員　都市美観の保護から、屋外広告物取締條例の制定が急務である

岸委員　最近、三重塔附近に、放送局が建てられる計画が進んでいるようであるが、環境と風致との調和を考えて欲しい。また奈良市の民家として、大和屋根と称されるものがあるが、このような文化的價値を有する特殊なものの保存についても意を拂つて欲しい

小清水委員　古い歴史的、美術的な環境と、春日山原始林を背景としたその内部に文化的な施設の完備した、これらがよくマッチしたものであつて欲しい

黒田委員　市は現有文化施設に対して責任を国まかせ、縣まかせの感があるように思われる。文化事業の中心は市でなくてはいけない。国際文化観光都市として発足して行くためには、まづ一番大切であると思う

との強い要望と注意がなされるなど各委員から貴重な意見が洩らされ、懇談約一時間半続いた上、二日間に亘つた初の専門委員会は具体的な専門的意見書の提出を宿題として幕は閉じられた。

結核豫防法について

—亡国病(肺病)は国の恥—

傳染病の中で結核が恐るべき病氣であることは、皆様方もよく御存知のことゝ思います。結核に対する正しい智識がなく昔から家族内に患者が出てもこれを極い隠蔽しようとする誤つた結核への考えから次々と蔓延していた事実に対しこの弊をなくする意味から、本年四月一日より結核予防法が全面的に改正され我国の結核撲滅運動を強力に推進することになりました。結核は必ず身体薄弱者が罹病するとは限られていません一見丈夫な体格の持主でも結核に侵される方も見受けられます。こうした恐るべき亡国病結核も早期発見と注意が徹底すれば絶体に心配なく又治るものであることを御存知でしようか？

本市においては九月下旬頃結核予防法に基いて左記のとおり健康診断及び予防接種を行う予定になつていますので是非此の機会に受けて下さい、各自の健康を守ると共に周囲の人達の健康増進に協力することが結核予防法の精神でありお互の社会的義務でもあり市民の皆様方がこの目的と国民に課せられた義務をよく理解の上進んで公共の福祉に協力し明るい社会と文化国家の建設に国民としての任務を果して下さい

○集團検診の方法

1、ツベルクリン反應注射

2、二日後

ツベルクリン反應陰性者にBCGの予防接種

ツベルクリン反應陽性者には後日レントゲン撮影を行い異常所見のあつた方は大形撮影並びに精密検査（血沈検査・かくたん検査）を受けなければなりません

◎集團検診の処置

右の検査後、健康・要注意・要休養・要療養の区別にされそれぞれ各自に通知されます。

九月十五日 新らしく「としよりの日」ができました

終戦以来、国民の道義は頽廃し、敬老思想が軽視され、家庭では親子関係の感情の対立、又現に戦争によつて子を失い、戦火に家を焼かれ、老後に備えた貯金はインフレの影響で僅々一昨年で費つぶえ、寄辺ない孤独の老人の数も多数に上り、更に扶養義務のある子女を持つていながら、これが扶養を受け得ない老人も少くない状態であり、この問題をこのまま放置することは、独り老人の不幸のみでなく、社会秩序を破壊する一因ともなり、影響する処亦大なるものがあります。そこで老人福祉運動の一環として九月十五日を「としよりの日」に定め、全国民に対し長老敬愛の思想を昂揚普及することになつた。

「としよりの日」の行事については九月十五日から同月二十一日迄の七日間を運動週間として別に定めることになつているが、この日この週間を期して、敬老感謝慰安の行事を行い、老人を慰め励ますと共に、社会全般に対しては、老人に対する認識を新たにして貰いたいのがねらいです。

市では市内在住の高齢者（八十八才以上）二十一名に記念品及び記念の写眞を贈ると共に養老施設の慰問を行います。

奈良市内の民生委員が決まりました

去る八月二十八日飛鳥小学校において市内の各民生委員一二〇名に対し辞令の傳達式があつた。市内に在住している方で生活困窮者及び特殊なる児童問題について相談のある方は左記に各校区別の民生委員氏名をお知らせしますから申出て下さい。

椿井校区 氏名	住所
常任委員	
三橋作平	餅飯殿町
柴田義郎	椿井町三
山田安治郎	勝南院町一二
綿谷政次	元林院町
豊沢儀雄	西城戸町
安藤キク	西御門町
大瀬富蔵	東寺林町
君田直治郎	上三條町
高橋富子	下御門町
井沢四良雄	登大路町
飛鳥校区	
常任委員	
植田美三郎	紀寺新屋敷町
中尾政雄	川上突抜南方
下津保	鵲町
玉木かな枝	本薬師町
秦重太	草小路町
吉本キクノ	北天満町
好田秀子	下高畑町
海尾登明雄	十輪院町
反田ユキノ	白毫寺高圓町
堀川佐一郎	鍋井町
本庄一太郎	毘沙門町
長沢恒二	中清水町
黒葛亀治郎	笠屋町
中西政治郎	鶴舞院町
更科義雄	高圓町
吉田園子	幸町
山本樽治	梅園町
鼓阪校区	
常任委員	
佐藤善造	北向町
金屋初子	小川町
佐保校区	
常任委員	
吉本治郎	平花芝宿院町
野村太兵衛	鍋屋町
米浪松之助	北半田西町
島津宗次	北袋町
川辺菊松	西包永町
福田定芳	高天市東町
小林房次郎	西新在家町
西田安太郎	芝辻北町
田島ひで	北市中町
坂下由太郎	西木辻瓦町
藤田三郎	鳴川町
大宮校区	
常任委員	
吉井亀太郎	油阪町
垣内寛嗣	油阪一丁目
福岡徐寧子	油阪北二丁目
福村浅治郎	細川町
小林雅次	三條東町
土井ルエノ	今井町
広岡忠八郎	油阪東町
福村ミサヲ	三條横町
北村五郎	西之阪町
大島忠義	〃
佐保校区	
常任委員	
森川貞子	南新町
桝田周作	脇戸町
中尾喜市郎	中辻北方町
中村政太郎	瓦堂町
宝来英子	肘塚町
西木辻瓦	町
鳴川	町
済美校区	
支部長	
三田虎一郎	北京終町
常任委員	
西田松太郎	杉ヶ東町
杉浦栄太郎	元興寺町
小島玉枝	南京終町
西井うめきく	〃
高村しず	浮雲寺町
松井茂雄	竹花町
山田とく	南魚屋中町
南坊喜七郎	南城戸北方町
高瀬文孫子	西木辻中町
森川貞子	南新町
桝田周作	脇戸町
中尾喜市郎	中辻北方町
中村政太郎	瓦堂町
宝来英子	肘塚町
坂下由太郎	西木辻瓦町
藤田三郎	鳴川町
佐保校区	
常任委員	
吉本治郎	平花芝宿院町
野村太兵衛	鍋屋町
米浪松之助	北半田西町
島津宗次	北袋町
川辺菊松	西包永町
福田定芳	高天市東町
小林房次郎	西新在家町
西田安太郎	芝辻北町
田島ひで	北市中町
坂下由太郎	西木辻瓦町
藤田三郎	鳴川町
大宮校区	
常任委員	
吉井亀太郎	油阪町
垣内寛嗣	油阪一丁目
福岡徐寧子	油阪北二丁目
福村浅治郎	細川町
小林雅次	三條東町
土井ルエノ	今井町
広岡忠八郎	油阪東町
福村ミサヲ	三條横町
北村五郎	西之阪町
大島忠義	〃
広石ツギ	法蓮仲町
大谷万治郎	法蓮北一丁
吉村清孝	法蓮一條町
清水藤九郎	法蓮南町
岡本利長	法蓮立花町
井上謙之	法蓮山添町
西口武雄	法華寺中
広石ツギ	法蓮仲町
大谷万治郎	法蓮北一丁
吉村清孝	法蓮一條町
清水藤九郎	法蓮南町
岡本利長	法蓮立花町
井上謙之	法蓮山添町
西口武雄	法華寺中
吉田直治郎	上三條町
高橋富子	下御門町
井沢四良雄	登大路町
椿井校区	
常任委員	
三橋作平	餅飯殿町
柴田義郎	椿井町三
山田安治郎	勝南院町一二
綿谷政次	元林院町
豊沢儀雄	西城戸町
安藤キク	西御門町
大瀬富蔵	東寺林町
君田直治郎	上三條町
高橋富子	下御門町
井沢四良雄	登大路町
飛鳥校区	
常任委員	
植田美三郎	紀寺新屋敷町
中尾政雄	川上突抜南方
下津保	鵲町
玉木かな枝	本薬師町
秦重太	草小路町
吉本キクノ	北天満町
好田秀子	下高畑町
海尾登明雄	十輪院町
反田ユキノ	白毫寺高圓町
堀川佐一郎	鍋井町
本庄一太郎	毘沙門町
長沢恒二	中清水町
黒葛亀治郎	笠屋町
中西政治郎	鶴舞院町
更科義雄	高圓町
吉田園子	幸町
山本樽治	梅園町
鼓阪校区	
常任委員	
佐藤善造	北向町
金屋初子	小川町
副支部長	
西田茂増	油阪五丁目
布谷幸治郎	今小路町
上野勝雄	川久保町
鷲尾佐喜恵	東大寺境内町
北河原公典	〃
辻本信治郎	手貝町
秋田清五郎	雑司東町
秋田福太郎	川上西町
植村健二郎	鼓若寺町
岩井泰蔵	奈良阪町
德岡栄三郎	東之阪一丁目
楳生静子	〃
川畑善七	今在家町
鈴木吉治	奈良阪町
済美校区	
副支部長	
西田茂増	油阪五丁目
布谷幸治郎	今小路町
上野勝雄	川久保町
鷲尾佐喜恵	東大寺境内町
北河原公典	〃
辻本信治郎	手貝町
秋田清五郎	雑司東町
秋田福太郎	川上西町
植村健二郎	鼓若寺町
岩井泰蔵	奈良阪町
德岡栄三郎	東之阪一丁目
楳生静子	〃
川畑善七	今在家町
鈴木吉治	奈良阪町
高村しず	浮雲寺町
松井茂雄	竹花町
山田とく	南魚屋中町
南坊喜七郎	南城戸北方町
高瀬文孫子	西木辻中町
森川貞子	南新町
桝田周作	脇戸町
中尾喜市郎	中辻北方町
中村政太郎	瓦堂町
宝来英子	肘塚町
坂下由太郎	西木辻瓦町
藤田三郎	鳴川町
佐保校区	
常任委員	
吉本治郎	平花芝宿院町
野村太兵衛	鍋屋町
米浪松之助	北半田西町
島津宗次	北袋町
川辺菊松	西包永町
福田定芳	高天市東町
小林房次郎	西新在家町
西田安太郎	芝辻北町
田島ひで	北市中町
坂下由太郎	西木辻瓦町
藤田三郎	鳴川町
大宮校区	
常任委員	
吉井亀太郎	油阪町
垣内寛嗣	油阪一丁目
福岡徐寧子	油阪北二丁目
福村浅治郎	細川町
小林雅次	三條東町
土井ルエノ	今井町
広岡忠八郎	油阪東町
福村ミサヲ	三條横町
北村五郎	西之阪町
大島忠義	〃
広石ツギ	法蓮仲町
大谷万治郎	法蓮北一丁
吉村清孝	法蓮一條町
清水藤九郎	法蓮南町
岡本利長	法蓮立花町
井上謙之	法蓮山添町
西口武雄	法華寺中
吉田直治郎	上三條町
高橋富子	下御門町
井沢四良雄	登大路町
椿井校区	
常任委員	
三橋作平	餅飯殿町
柴田義郎	椿井町三
山田安治郎	勝南院町一二
綿谷政次	元林院町
豊沢儀雄	西城戸町
安藤キク	西御門町
大瀬富蔵	東寺林町
君田直治郎	上三條町
高橋富子	下御門町
井沢四良雄	登大路町
飛鳥校区	
常任委員	
植田美三郎	紀寺新屋敷町
中尾政雄	川上突抜南方
下津保	鵲町
玉木かな枝	本薬師町
秦重太	草小路町
吉本キクノ	北天満町
好田秀子	下高畑町
海尾登明雄	十輪院町
反田ユキノ	白毫寺高圓町
堀川佐一郎	鍋井町
本庄一太郎	毘沙門町
長沢恒二	中清水町
黒葛亀治郎	笠屋町
中西政治郎	鶴舞院町
更科義雄	高圓町
吉田園子	幸町
山本樽治	梅園町
鼓阪校区	
常任委員	
佐藤善造	北向町
金屋初子	小川町
都跡校区	
常任委員	
藤谷道隆	尼ケ辻町三
豊田善太郎	佐紀東町
中嶋冨造	佐紀中町
森田元治郎	佐紀西町
仲西喜市郎	興福院町
水原ナミ江	横領町
吉村正二	五條町
植村長一	六條西町
都跡校区	
常任委員	
藤谷道隆	尼ケ辻町三
豊田善太郎	佐紀東町
中嶋冨造	佐紀中町
森田元治郎	佐紀西町
仲西喜市郎	興福院町
水原ナミ江	横領町
吉村正二	五條町
植村長一	六條西町
平城校区	
常任委員	
北尾義一	古市町
西村ハナエ	古市町
松本芳造	古市町
大門伊蔵	藤原町
松石甚蔵	八島町
荻田德三郎	横井町
奥田久次	鹿野園町
川口甚太郎	横井町
福井サト	山陵町
姉崎淨秀	歌姫町
東市校区	
常任委員	
北尾義一	古市町
西村ハナエ	古市町
松本芳造	古市町
大門伊蔵	藤原町
松石甚蔵	八島町
荻田德三郎	横井町
奥田久次	鹿野園町
川口甚太郎	横井町
福井サト	山陵町
姉崎淨秀	歌姫町
稲葉淳	西の京町
西田一義	七條町
沢田好太郎	五條畑町
平城校区	
常任委員	
河辺才市郎	秋篠町
大林とみゑ	押熊町
大鳥谷誠一	中山町
福井サト	山陵町
姉崎淨秀	歌姫町
東市校区	
常任委員	
北尾義一	古市町
西村ハナエ	古市町
松本芳造	古市町
大門伊蔵	藤原町
松石甚蔵	八島町
荻田德三郎	横井町
奥田久次	鹿野園町
川口甚太郎	横井町
福井サト	山陵町
姉崎淨秀	歌姫町
稲葉淳	西の京町
西田一義	七條町
沢田好太郎	五條畑町
平城校区	
常任委員	
河辺才市郎	秋篠町
大林とみゑ	押熊町
大鳥谷誠一	中山町
福井サト	山陵町
姉崎淨秀	歌姫町
東市校区	
常任委員	
北尾義一	古市町
西村ハナエ	古市町
松本芳造	古市町
大門伊蔵	藤原町
松石甚蔵	八島町
荻田德三郎	横井町
奥田久次	鹿野園町
川口甚太郎	横井町
福井サト	山陵町
姉崎淨秀	歌姫町
稲葉淳	西の京町
西田一義	七條町
沢田好太郎	五條畑町

市税の収納は各支所出張所へ何日でも取扱います

従来毎月末日と月始めの二日間に限つて各出張所に臨時納税所を開設しておりましたが今度納税者の便宜をお図りするために九月一日から**各出張所支所ではいつでも市税の収納取扱いをすることになりました**から今後納期に拂込みが遅れた場合は最寄りの出張所又は支所へ納入して下さい。

"バラ"を召しませ貴方の胸に

身体障碍者更生の一助として

日本も名実共に自主独立国として再建するに先立ちこれを記念に今度奈良縣身体障碍者福祉協会の主催で縣下一、五〇〇名からの氣の毒な方々の更生の一助にと、紅白のバラで街頭に職場に今月中皆様方の御協力を求めておりますから皆様もこの運動に御参加下さるようお願いします。

犬の登録更新について

狂犬病予防法によれば犬は毎年登録更新をせなければならないことになつていますので奈良市では八月中に登録更新（昭和二十六年度犬の登録）をしていただくことになつておりますが犬を飼つておられる方で昭和二十六年度の鑑札をつけておらない犬は必ず登録更新をして下さい。尚登録は市衛生課及び都跡、大安寺、東市、平城の各支所でいつでも受付けますから印鑑と登録料三〇五圓（用紙代共）をもつておこし下さい。

注意　登録更新をされない場合は野犬として捕獲されます。

「奈良市青年團体連絡協議会」結成

旧三村の合併を機に奈良市青年團体連絡協議会が生れ、去る四月三日商工会議所でその発会式を行つた。本会は事務局を奈良市登大路町（旧武德殿、電話三二〇七番）に置き委員長岡田重夫他九名の各役員の再確認と昭和二十六年度事業計画を樹立した。

活動方針としては各校区を主体として、その郷土内容を向上し本会がその要望を負え得るサーヴイスステイシヨンとしての役割を果す事にあり各校区代表者により事業計画を樹て相互に堅く手をとり秩序ある行動の中に個人の確立達成に邁進し新しき町作りの源動力となる推進力たらんとするものである、昭和二十六年度の事業としては討論会弁論大会、野球大会、陸上競技会、卓球大会、農作物品評会、農事研究発表会等各面に亘つて多採な計画をしている。

「住民登録法」制定 寄留届はお済みですか？

この度現行寄留法に変つて新らしく「住民登録法」が制定され明年七月までが住民登録法に対する準備期間となつています。この法律の実施によつて本市の住民は全部登録せなければなりません市内に在住の方で未だ寄留届のできてない方は一斉登録手続の際に必要となりますので今から是非寄留届を励行して下さるようお願いします。なお市内に本籍がなく本籍、筆頭者名（戸主）続柄、生年月日等について明確でない方は本籍の戸籍記載事項証明書が登録時に必要ですからその準備をしていただいて新制度の実施に御協力下さるようお知らせします。

町の由來

今御門町

元要記によると平城宮の七御門の一つである今御門がここにあつたといわれ、それが町名になつたという

中院町

元興寺の中院即ち極楽房のあるところから町名となつたものである。

上高畑町

昔春日社家の居宅地で敕免地となつており春日鹿宜のみの住居で一般工商の家屋を交えなかつたという。

井上町

井上皇后、廃后の後、この地に幽居されていたので今もその靈を祀る御靈神社のあるところから町名となつた

綿町

昔このあたりに木綿を販売する商家七八軒あつたところからそのまま町名となつた

広報燈

☒過日公聽活動の一環として各市民クラブの方の御援助により開設した市民相談所は好評裡に終了し今後の広報活動に更には市行政上に資する処大いに多とした。

☒市民クラブ連絡協議会調書によると総計一八二件の内(イ)用件の満足が九二%、不満員三%、その他五%、(ロ)吏員の應接態度は良好が八一%、不良が五%その他四%、(ハ)相談所への感想は常設希望を含めて良好が五八%、無記入四二%となつている。

☒この無記入のパーセンテージは解釈に苦しむが総体的に好評であつた事に照し今後も何らかの形で続行したいと思うと同時に市民各位の賛嘆な御協力を戴きましたことに紙上より深甚の謝意を表します。

☒いつの選挙の時でもそうであるが選挙当日になつて始めて自分の氏名が名簿につつてないことに氣付きその時慌てても時既に遅く心にもなく棄権することになるから今度の基本選挙人名簿の縦覧期間中には是非共一度確認して戴きたいものです。

☒九月市民集会は「市民の要望に應えて」と題し、今各校区毎に市長及び当該校区出身の市議員の方々を講師として実施しておりますから市民各位の多数の御参加をお待ちすると共に広報、公聽活動が民主政治の基盤であることの重要性に鑑み我々広報行政の掌にある者として微力ながら全力を傾注する心算であり今後とも各位の御協力を御願いする次第です。